

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は昭和50年3月から51年3月までの期間及び同年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月から51年3月まで
② 昭和51年7月から52年3月まで

20歳になれば国民年金に加入するものと思っていたので、自分で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。18歳で父が他界した後は、私在家計を支えており、定期的に市職員の方が国民年金保険料の集金に来ていたので、私が母と二人分の保険料を納付していた。

しかし、申立期間について、母は納付済みとなっているが、私は未納とされている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月31日にA市において払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立期間①及び②は現年度納付が可能である。

また、申立人は「市職員が定期的に集金に来ていたので、母と二人分の保険料を納付していた。」と述べているところ、A市役所では「市役所の非常勤職員が戸別訪問で国民年金保険料の集金業務を行っていた。」と回答しており、当時の状況と一致する上、一緒に納付したとされる申立人の母親は申立期間①及び②を含む加入期間全ての国民年金保険料を完納している。

さらに、申立人は申立期間①及び②を除き未納は無く、種別変更手続も適正に行うなど納付意識の高さがうかがえることを踏まえると、「20歳になれば国民年金に当然加入するものと思っていた。」と述べている申立人が、20歳到達とほぼ同時に国民年金の加入手続を行っておきながら、保険料を納付しないまま放置するとは考え難い。

加えて、申立期間②について、国民年金被保険者台帳に「52 催」の印影が確認できることから、当該期間は現年度納付が行われなかったため、昭和 52 年に催告が行われたものと推認できるところ、申立人は「催告状を受け取っていたら、事実の確認を行った上で納付していた。」と述べており、国民年金被保険者名簿により、他の納付済期間において過年度納付の記録が確認できることを踏まえると、当該期間についても過年度納付した可能性がうかがえ、催告を受けた後に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

3 年ほど前に社会保険事務所（当時）で年金記録を調べてもらい、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。昭和 52 年 10 月頃に引っ越しをして、落ち着いた頃に加入手続をし、その後継続して保険料を納付していた。長男を歩かせ、長女をバギーに乗せて A 市役所で納付したことをよく覚えている。申立期間の国民年金保険料を付加保険料と併せて納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 53 年 1 月から 57 年 3 月までの期間について、申立期間を除き付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間当時に生活状況に大きな変化はうかがえず、申立期間は 12 か月と短期間である上、前後の期間が納付済みであることを踏まえると、当該期間についても付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、付加保険料は納期限内に納付されなければ付加保険料納付資格が喪失するところ、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納と記録されているにもかかわらず同資格を喪失していないことが確認でき、何らかの事務的過誤が生じ申立人の納付記録が失われた可能性も考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年1月11日から14年2月1日まで
② 平成15年12月31日から16年1月1日まで

平成12年1月11日からA社に勤務した。15年10月から40日間ほど入院した後、自宅療養していたが、同年12月31日付けで解雇された。

休んでいた期間である平成15年10月、同年11月及び同年12月の保険料を払うように会社から指示され支払った。

しかし、厚生年金保険の被保険者期間が平成14年2月から15年11月までとなっているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持するタイムカードの写し、雇用保険の被保険者記録及びB社が保管する賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人が当該期間のうち平成14年1月1日から同年2月1日までの期間についてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の賃金台帳兼所得税源泉徴収簿の厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成14年2月1日を資格取得日として社会保険事務所（当時）に届け出し、当該期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認め

ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成12年1月11日から14年1月1日までの期間については、申立人の所持するタイムカードの写しにより、申立人がA社に勤務していたことは確認できるが、申立人の所持する給料支払明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は当該期間においてA社に勤務してしたことが認められ、B社が保管する賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により平成15年12月分の給与から1か月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、当時A社では、厚生年金保険料は翌月控除であったことが認められることから、平成15年12月分の給与から控除された保険料は同年11月分であると推認される。

このほか、申立人が申立期間②における厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年8月1日まで

ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち申立期間について、標準報酬月額が19万円となっている。しかし、銀行に振り込まれた給与の金額を確認したところ、当該期間の振込額は平成10年3月以前と変わっていない。会社から給与の減額の話も聞いていない。申立期間の厚生年金保険料も従前と変わらず同じ額を控除されていたはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、平成11年3月11日付けで、10年4月1日に遡って19万円に引き下げられ、11年8月1日まで継続していることが確認できる。

また、複数の同僚についても、申立人と同様に平成11年3月11日付けで、10年4月1日に遡って標準報酬月額の記録が引き下げられている。

しかし、申立人が所持する銀行の預金通帳によると、申立期間の給与振込額は申立期間前後の月の振込額とほぼ同額であることが確認できる。

また、A社の滞納処分票により、同社は平成9年12月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成11年3月11日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について10年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月

私の年金記録を確認すると、申立期間が未納となっているが、ほかの期間の国民年金保険料を納付しながら、申立期間の1か月だけを未納にするとは考えられない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「ほかの期間の国民年金保険料を納付しながら、申立期間の1か月だけを未納にするとは考えられない。」と述べているが、オンライン記録によると平成11年12月8日付けで納付書の発行が確認でき、申立人の国民年金に係る保険料納付状況を踏まえると、当該納付書は申立期間に係る過年度用納付書であり、この時点で申立期間は未納であったと推認される。

また、申立人の居住地を管轄するA年金事務所では、平成9年4月分以降の領収済通知書を保管しているところ、申立人に係る前述の過年度納付書の領収済通知書は保管されていないことから、申立期間について、過年度でも保険料納付は行われていないと推認される。

さらに、申立期間は保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られており、平成9年1月1日の基礎年金番号制度導入以降であることを踏まえると、申立期間に係る納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付は母親が行ったと述べており、国民年金保険料の納付には関与していない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年3月まで

会社を退職した後、A市役所の窓口で国民年金保険料の免除申請手続は毎年度自分自身で必ず行わなければならないものであるとの助言を妻が受け、平成8年度から全額免除の承認をもらった。

申立期間においては、毎年6月か7月頃に定期的に欠かさず妻が夫婦二人分の免除申請の手続をした。生活状況に特段変化はなく、平成9年度及び10年度の2年間のみ免除申請の手続を行わない理由など全くなく、11年度になって再び手続をしたということも絶対がない。

毎年欠かさず妻が免除申請の手続をしていたにもかかわらず、申立期間についてのみ未納と記録とされていることは到底納得できないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職後、平成8年に妻が夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請の手続を行い、その後も毎年欠かさず免除申請の手続を行っていた。」と主張しているが、年金事務所では、「オンライン記録の申請免除の処理年月日から見て、申立期間直後の平成11年度の免除申請の手続はおおむね同年12月頃に著しく遅れて行われている。」と説明していることから、「申立期間についても毎年6月か7月頃に定期的に欠かさず免除申請の手続をしており、11年度になって再び手続をしたということも絶対がない。」という申立人の主張には不自然さがうかがえる。

また、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理化され、記録管理の強化が図られており、納付記録が欠落する可能性が極めて低い状況において、申立人及びその妻の

複数回の免除申請の記録が、全て欠落したとする可能性は低いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から37年12月までの期間、43年11月から同年12月までの期間、46年2月から同年3月までの期間、同年10月から47年3月までの期間及び55年8月から56年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年12月から37年12月まで
② 昭和43年11月から同年12月まで
③ 昭和46年2月から同年3月まで
④ 昭和46年10月から47年3月まで
⑤ 昭和55年8月から56年10月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を継続して納付していたが、夫が死亡したため、遺族年金の手続をする際、社会保険事務所(当時)で確認したところ、職員から未納期間があると説明があったため、未納があつてはいけないと思い、よく分からないまま二重で保険料を納付してしまった。

二度にわたり、未納がないように納付していたにもかかわらず、申立期間について未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月16日に申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと推認される。

また、A市の国民年金被保険者記録連絡票及びB町の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも昭和44年1月1日に国民年金被保険者資格を取得したことが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間①及び②

は、63年3月25日に未加入期間から未納期間に記録訂正されていることが確認できることから、申立期間①及び②当時は国民年金の未加入期間であり、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

申立期間③、④及び⑤について、オンライン記録、A市の国民年金被保険者記録連絡票及びB町の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも、当該期間について未納とされていることが確認できる上、申立人の妻も同様の記録となっていることが確認できる。

また、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、納付金額及び納付方法等についての記憶が明確ではない。

さらに、申立人の妻は、申立人が死亡したため、遺族年金の手続をする際に、社会保険事務所の職員から、未納期間があると説明があったことから、それまでの未納となっている国民年金保険料について、二重に納付したと主張しているが、申立人の妻が納付したと主張している時点では、制度上、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、国民年金保険料を納付した根拠として「別口国民保険 6-3月分 81,287」と記載されたメモを提出しているが、オンライン記録によると、申立人の妻は、平成10年5月8日にC社の健康保険被保険者資格を喪失した後、健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の妻に係る健康保険の任意継続被保険者の10か月分の前納保険料額が8万1,287円であることから、当該金額は健康保険の任意継続被保険者に係る保険料であると考えられる。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から37年12月までの期間、43年11月から同年12月までの期間、46年2月から同年3月までの期間、同年10月から47年3月までの期間及び55年8月から56年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から37年12月まで
② 昭和43年11月から同年12月まで
③ 昭和46年2月から同年3月まで
④ 昭和46年10月から47年3月まで
⑤ 昭和55年8月から56年10月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を継続して納付していたが、夫が死亡したため、遺族年金の手続をする際、社会保険事務所（当時）で確認したところ、職員から未納期間があると説明があったため、未納があつてはいけないと思い、よく分からないまま二重で保険料を納付してしまった。

二度にわたり、未納がないように納付していたにもかかわらず、申立期間について未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月16日に申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人はこの頃初めて国民年金に加入したものと推認される。

また、A市の国民年金被保険者記録連絡票及びB町の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも昭和44年1月1日に国民年金被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳によると、国民年金被保険者資格取得日は、同年1月1日から36年12月11日に訂正されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①及び②は、昭和 63 年 3 月 25 日に未加入期間から未納期間に訂正されていることが確認でき、この訂正は、上述のとおり、申立人が所持する年金手帳の記載内容と一致していることから、申立期間①及び②当時は国民年金の未加入期間であり、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

申立期間③、④及び⑤について、オンライン記録、A市の国民年金被保険者記録連絡票及びB町の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも、当該期間については未納とされていることが確認できる上、申立人の夫も同様の記録となっていることが確認できる。

また、申立人は申立人夫婦の国民年金の加入手続及び保険料の納付は申立人自身が行っていたとしているが、納付金額及び納付方法等についての記憶が明確ではない。

さらに、申立人は、申立人の夫が死亡したため、遺族年金の手続をする際に、社会保険事務所の職員から、未納期間があると説明があったことから、それまでの未納となっている国民年金保険料について、二重に納付したと主張しているが、申立人が納付したと主張している時点では、制度上、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、国民年金保険料を納付した根拠として「別口国民保険 6-3月分 81,287」と記載されたメモを提出しているが、オンライン記録によると、申立人は、平成 10 年 5 月 8 日にC社の健康保険被保険者資格を喪失した後、健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人に係る健康保険の任意継続被保険者の 10 か月分の前納保険料額が 8 万 1,287 円であることから、当該金額は健康保険の任意継続被保険者に係る保険料であると考えられる。

このほか、申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から11年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から11年9月まで

私が20歳になったことを契機に、母が弟の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。しかし、「公的年金制度が破綻するおそれがあり、この先どのようになるか分からない。」とうわさを聞いたため申立期間の納付を中止したと聞いていた。

申立期間の国民年金保険料は、平成11年9月頃に母が将来のことを心配してA市役所から送付されていた納付書で弟の国民年金保険料とまとめて金融機関で納付してくれた。弟と二人分の国民年金保険料をまとめて納付しながら未納期間があることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年9月頃に申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を金融機関で一括納付したと申し立てており、大きな金額の国民年金保険料を一括納付したのは一度だけであると陳述している。

そこで、申立人の納付状況を確認すると、申立期間後の平成11年10月から13年3月までの国民年金保険料が同年11月6日に過年度納付されており、13年度分の国民年金保険料も2日後の同月8日に納付されている。また、申立期間の最後の月である11年9月の国民年金保険料が13年11月14日に納付されているが、時効により過誤納となり同年12月20日に申立人に還付されていることが確認できる。

これらのことから、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を平成13年11月に納付した過年度及び現年度保険料と誤認しているものと考えられる。

さらに、申立人は、申立人の母親が申立人の弟の国民年金保険料と一緒に納付したと主張しているが、弟の納付状況を確認すると、申立期間は申立人と同様に未納となっていることが確認できる。

加えて、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、

特に保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られており、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 60 年 1 月までの期間及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 12 月から 60 年 1 月まで
② 昭和 60 年 3 月

私は、昭和 57 年 12 月に勤めていた事業所を退職後、A 町役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。その後、別の事業所に勤務し、60 年 3 月に国民年金に再度加入する手続を行い、保険料を納付したはずであるが、申立期間が未加入期間とされているので、調査して記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 12 月に勤めていた事業所を退職後、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。」と主張しているものの、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、申立人に係る当該手帳記号番号の前後の被保険者の記録から 61 年 8 月以降に払い出されていたと推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和 61 年 8 月 11 日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも一致していることが確認できる。

これらのことから、申立期間当時、申立期間は、未加入期間であることから、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 30 日から 43 年 1 月 1 日まで

日本年金機構から届いたはがきにより、A社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金支給済みであることを知った。B社の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶はあるが、A社における厚生年金保険被保険者期間については受け取っていないと思う。結婚を理由に退職し、一時C県の実家に帰省し、その後再びD県に戻った。その間に脱退手当金をもらったことになっているが覚えがないので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、事業所が作成した退職所得の源泉徴収票が添付されている上、脱退手当金の送金先が申立人の当時の住所地に近い金融機関とされていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間より前に勤務したB社に係る厚生年金保険については脱退手当金を受け取ったことは記憶しているが、申立期間については受け取っていないと主張しているところ、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無い上、申立人の主張するB社の被保険者記録のみでは脱退手当金の受給要件を満たさない。

さらに、申立期間の事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から同年 10 月 23 日まで
② 昭和 39 年 11 月 6 日から 41 年 6 月 1 日まで

A社を退職した後、同社の経理担当者に依頼して脱退手当金を受け取った記憶はあるが、その後に勤務したB社及びC社における厚生年金保険被保険者期間については受け取っていないと思う。調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認できることに加え、脱退手当金の送金先が申立人の当時の住所地に近い金融機関とされていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の前に勤務したA社を退職した後に脱退手当金を受け取ったことは記憶しているが、申立期間については受け取っていないと主張しているところ、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無い上、申立人の主張する最終事業所であるA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に脱退手当金の支給を示す「脱」の表示は確認できず、ほかに脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の最終事業所であるC社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 12 日から 43 年 4 月 21 日まで
② 昭和 43 年 4 月 21 日から 44 年 12 月 11 日まで

60 歳の年金請求前に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給している旨の説明を受けた。申立期間当時、私は脱退手当金の制度を知らなかったし、自分で請求手続もしていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認できることに加え、脱退手当金の送金先が申立人の当時の住所地に近い金融機関とされていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
A社に勤務した際に厚生年金保険被保険者証を提出したことを記憶している。共済組合員になるまでの期間は厚生年金保険に加入していたはずである。調査して厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C支店（A社の後継事業所）及び申立人が保管している人事記録の写しにより、申立人が申立期間に臨時補充員として当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、昭和 39 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった後、同年 12 月 7 日に適用事業所ではなくなっており、その後、再び厚生年金保険の適用事業所となったのは 44 年 10 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

また、B社C支店では、人事記録以外に申立期間当時の資料は残っていないため、申立人の厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

さらに、申立人は3人の同僚を記憶しているものの、当該同僚は、いずれも申立期間後にA社に勤務した者であり、オンライン記録により、申立期間において同社の被保険者記録は確認できず、申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 10 日から 42 年 3 月 21 日まで
② 昭和 42 年 3 月 21 日から 43 年 12 月 25 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際に、A社とB社の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みであると知った。脱退手当金の請求手続をしたことはなく、退職時に会社から説明を受けた記憶もないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記号番号の前後 70 人の被保険者について脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 5 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性は 8 人おり、このうち 4 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、この 4 人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月以内に支給決定されていること、及び支給記録がある同僚が、「退職時に経理担当者から結婚しても働くつもりはあるかと尋ねられ、その意思は無いと答えた記憶がある。おそらく会社の経理担当者が手続したと思う。」と述べていることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているほか、当該脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月半後の昭和 44 年 4 月 2 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、脱退手当金が未請求となっている昭和 33 年 5 月 1 日から 36 年 4

月 23 日までの厚生年金保険被保険者期間については、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号が申立期間に係る記号番号と異なっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことから、未請求期間の脱退手当金の支給がなかったことについて不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 18 日から 40 年 11 月 11 日まで
A社及びB社については、脱退手当金が支給済みとなっていると言われたが、もらった記憶が無い。初めて勤務したC社の被保険者期間については未支給となっており、手続をするなら全期間について行うはずである。請求した記憶も、受給した記憶も無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した約2か月後に婚姻、改姓しているところ、申立人の同社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、旧姓から新姓に変更されていることが確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、B社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているほか、当該脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年4月7日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、脱退手当金が未請求となっている昭和34年3月23日から同年5月17日までの厚生年金保険被保険者期間については、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号が申立期間に係る記号番号と異なっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することは困難であったことから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さはいかたがう。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 1 日から平成元年 7 月 31 日まで
A社に勤務していた申立期間当時の給与額が手取りで 30 万円以上と記憶しているが、標準報酬月額が低く記録されている。調査の上、記録の訂正を求める。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間について、申立人の標準報酬月額が相違していると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、申立人が所持する昭和 59 年 12 月、60 年 1 月、同年 4 月から同年 7 月までの期間、同年 10 月から 61 年 3 月までの期間、同年 5 月から同年 8 月までの期間、62 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 5 月及び 63 年 3 月から同年 8 月までの期間に係る給与明細書並びに 58 年から 60 年までの源泉徴収票に記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額となっていることから、当該期間は特例法による保

険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、上記期間を除く期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票、賃金台帳等の資料は無い。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、オンライン記録により、申立期間にA社で勤務していた複数の同僚の標準報酬月額は申立人と同程度であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 55 年 8 月 20 日から 56 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 60 年 2 月 12 日から同年 3 月 23 日まで

申立期間①はA学校で、申立期間②はB学校で、申立期間③はC学校でそれぞれ講師として勤務していた。

採用時に勤務先に年金手帳を提出していたので、厚生年金保険には加入していたはずである。調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人が所持する人事異動通知書、D教育委員会が発行している在職証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人がA学校及びB学校にそれぞれ勤務していたことは認められる。

しかしながら、E事業所は「申立期間当時は、臨時的任用職員に係る社会保険制度は実施しておらず、昭和 63 年 4 月から当該職員の社会保険適用の実施を開始した。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立人の雇用保険の事業所名称として記録されているF事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、63年4月1日であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②における元同僚の姓は記憶しているものの、連絡先等は不明としているため、当該元同僚に対して申立人の給与からの厚生年金保険料控除の有無等を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A学校及びB学校が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

2 申立期間③について、G教育委員会が発行した在職証明書から、申立人

がC学校に勤務していたことは認められる。

しかしながら、G教育委員会事務局は「申立期間当時は、常勤、非常勤を問わず、講師は社会保険に加入させていなかった。講師の社会保険の適用は昭和63年4月から開始した。」と回答している。

また、G教育委員会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、C学校が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 9 日から 36 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で年金の裁定請求をした際、A社における厚生年金保険の加入記録について脱退手当金支給済みであるとの説明を受けた。当時、私は脱退手当金の制度を知らなかったし、自分で請求手続もしていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 25 日後の昭和 36 年 9 月 26 日に支給決定されているほか、A社の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の健康保険の整理番号の前後 50 人の被保険者に係る脱退手当金の受給状況を調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性の被保険者は申立人を含め 44 人いるが、そのうちの申立人を含む 14 人は同社を退職後に脱退手当金が支給された記録となっている上、さらにそのうちの 11 人は厚生年金保険被保険者資格喪失日から半年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できることから、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間に係る

記号番号と異なっており、当時の事務処理においては、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいかたがえはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 17 日から 33 年 1 月 9 日まで

私は、昭和 33 年 1 月に A 社を退職し、その事業所の紹介により B 社に転職した。同月 27 日に脱退手当金が支給された記録となっているが、受給した記憶が無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 18 日後の昭和 33 年 1 月 27 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険の整理番号の前後 50 人の被保険者に係る脱退手当金の受給状況を調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たす女性の被保険者は申立人を含め 32 人確認できるが、そのうちの申立人を含む 19 人は同社を退職後に脱退手当金が支給された記録となっており、さらにそのうちの 16 人は厚生年金保険被保険者資格喪失日から半年以内に支給決定がなされていることが確認できる上、そのうちの一人は、「会社に手続をしてもらって脱退手当金を受給した。」と証言していることなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間

があるが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間に係る記号番号と異なっており、当時の事務処理においては、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月1日から37年1月7日まで
年金事務所からの通知で、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受け取ったかどうかの記憶がないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約10か月後の昭和37年11月15日に支給決定されているほか、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を取得した時期と同時期に資格を取得している220人の被保険者に係る脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人が同社を退職した時期を含む昭和36年から39年までの期間に被保険者資格を喪失している女性の被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者は申立人を含め9人確認でき、そのうちの7人は厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できることから、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間に係る

記号番号と異なっており、当時の事務処理においては、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいかたがえはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。